

薬局 自己チェックシート

(仙台市保健所健康安全課 令和5年5月改訂版)

管理番号:A

薬局名:

薬局

実施年月日:

実施者:

特定販売: 有・無 健康サポート薬局: 有・無 薬剤師不在時間: 有・無

放射性医薬品取扱: 有・無 無菌調剤室: 有・無 (共同利用: 有・無)

※「有」の場合は基準に適合しているか別途確認のこと

調査項目		適・不適
構造設備	薬局であることが明らかとなっているか	
	換気、採光は十分か	
	天井、壁、床の材質が適当か	
	当該薬局以外の薬局又は店舗販売業の店舗の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されているか	
	薬局の面積は十分か(おおむね19.8㎡以上、うち調剤室6.6㎡以上)	
	【面積大きい場合】医薬品を常時陳列・交付する場所が 医薬品以外のものを取り扱う場所と区別されているか 医薬品を通常陳列・交付する場所はおおむね100㎡以内となっているか	
	情報提供設備は適正か	
	要指導、第一類医薬品の保管 ・ 陳列設備は適正か	
	第一類以外の一般用医薬品の保管 ・ 陳列設備は適正か	
	調剤室は他の場所と隔壁で明確に区別されているか	
	調剤室の進入防止措置は適正か	
	調剤室は調剤・試験以外の目的に使用せず、かつ 通路として利用する構造ではないか	
	冷暗貯蔵のための設備を有しているか	
	かぎのかかる貯蔵設備(毒薬保管庫等)を有しているか	
	調剤室内に給排水設備はあるか	
管理者および利用者等が薬局内(調剤室を含む)を見渡せるよう、透視面等が設置されているか		
向精神薬保管設備は適正か (調剤室扉の施錠 有 ・ 無)		
保健所に届け出ている図面と現状の構造が一致しているか		
指針・手順書	調剤に係る医療の安全を確保するための指針が策定されているか	
	調剤された薬剤の情報提供 ・ その他の調剤業務の適正管理 を確保するための指針が策定されているか	
	【医薬品を販売・授与する薬局】医薬品の情報提供 ・ その他の医薬品の販売又は授与の業務について、適正管理 を確保するための指針が策定されているか	
	医薬品の安全使用(偽造医薬品流通防止)・ 調剤された薬剤、及び医薬品の情報提供 の業務に関する手順書が作成されているか	

調査項目		適・不適
掲 示	薬局の管理及び運営に関する事項の掲示は適正か	
	① 許可区分(「薬局」)・開設者・許可証・管理者・薬剤師、登販と担当業務	
	② 薬局開設者の氏名又は名称、その他の薬局開設許可証に記載される事項	
	③ 薬局の管理者氏名	
	④ 当該薬局に勤務する薬剤師又は登録販売者の別、その氏名及び担当業務	
	⑤ 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分	
	⑥ 当該薬局に勤務する者の名札等による区別に関する説明	
	⑦ 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間	
	⑧ 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	
	要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項の掲示は適正か	
	① 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品(指定第2類医薬品)及び第3類医薬品の定義並びにこれらに関する解説	
	② 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の表示に関する解説	
	③ 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品(指定第2類医薬品)及び第3類医薬品の情報の提供及び指導に関する解説	
	④ 要指導医薬品の陳列等に関する解説	
	⑤ 指定第2類医薬品の陳列等に関する解説	
	⑥ 指定第2類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第2類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第2類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨	
	⑦ 一般用医薬品の陳列に関する解説	
	⑧ 医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説	
⑨ 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置		
⑩ その他必要な事項		
入口に営業時間の表記がある場合、届出と合っているか		
開設許可証を薬局の見やすい場所に掲示しているか		
調剤に必要な設備器具及び書籍(最新のものを)を備えているか		
<input type="checkbox"/> 液量器(50cc未満) <input type="checkbox"/> 液量器(50cc以上) <input type="checkbox"/> 温度計(100度) <input type="checkbox"/> 水浴 <input type="checkbox"/> 調剤台 <input type="checkbox"/> 軟膏板 <input type="checkbox"/> 乳鉢 <input type="checkbox"/> 乳棒 <input type="checkbox"/> はかり(感量10mg) <input type="checkbox"/> はかり(感量100mg) <input type="checkbox"/> ビーカー <input type="checkbox"/> ふるい器 <input type="checkbox"/> へら(金属製) <input type="checkbox"/> へら(角製又は類するもの) <input type="checkbox"/> メスピペット <input type="checkbox"/> メスフラスコ又はメスシリンダー <input type="checkbox"/> 薬匙(金属製) <input type="checkbox"/> 薬匙(角製又は類するもの) <input type="checkbox"/> ロート <input type="checkbox"/> 日本薬局方及びその解説に関するもの(<input type="checkbox"/> 解説書 <input type="checkbox"/> 条文と注釈 <input type="checkbox"/> JPDIセット版) <input type="checkbox"/> 調剤指針 <input type="checkbox"/> 薬事衛生六法 <input type="checkbox"/> 添付文書集		

管理運営状況

調査項目		適・不適
一般用医薬品等	一般用医薬品用の保管・陳列状況は適正か(他のものと区別されているか、リスク区分ごとに陳列されているか等)	
	指定第2類医薬品は情報提供設備から7m以内に陳列されているか	
	指定第2類医薬品購入等の際は禁忌確認や資格者への相談を勧める旨が客に確実に認識できるようになっているか(声掛け、掲示等)	
	濫用のおそれのある医薬品の販売は適正に行われているか	
	医薬品について不適切な広告が行われていないか	
	健康食品や化粧品等の販売方法は適切か(医薬品的効能効果を広告していないか等)	
調剤室	薬局医薬品の保管状況は適正か(陳列されていないか、不適切な場所に保管されていないか等)	
	劇薬は他の医薬品等と区別して貯蔵されているか	
	毒薬は他の医薬品等と区別し、かぎのかかる場所に貯蔵されているか	
	医薬品の期限管理は適切か(期限切れ医薬品を貯蔵陳列していないか等)	
	規格違いの医薬品について、取り違い防止の工夫はされているか(保管場所、監査体制等)	
	調剤室内の安全衛生管理は適切か(調剤室に調剤に関係ないものを置いていないか、調剤室が通路になっていないか等)	
記録・届出・その他	管理に関する帳簿を備え適切に記録・保存(最終記載日から3年間)しているか	
	薬剤師・登録販売者の勤務状況は適切か(員数不足はないか、届出通りか)	
	登録販売者の実務・業務経験の記録等は適切に行われているか	
	従事者に対する研修は適切に行われているか(医療安全に関する研修(年2回程度)、登録販売者外部研修等)	
	調剤済み処方箋は適切に処理・保存(3年間)されているか	
	医薬品の譲受・譲渡について、適切に行い、必要な記録を作成・保存しているか	
	医薬品の分割販売・零売に際して、必要事項を適切に表示しているか	
	要指導医薬品・第一類医薬品の販売・授与は適切に行っているか(情報提供、記録等)、薬剤師以外の者が販売等していないか 記録項目:品名/数量/販売又は授与の日時/販売し、又は授与した薬剤師の氏名並びに法第三十六条の四第一項若しくは第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導又は法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供を行った薬剤師の氏名/薬局医薬品等を購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の四第一項若しくは第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導の内容又は法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果 ※2年保存	
	薬局医薬品を販売・授与する場合、適切に行っているか(情報提供、記録等) ※記録項目は要指導・第一類医薬品に同じ(その他受診勧奨、必要最小限の量、薬歴記載等)	
	薬剤師・登録販売者・一般従事者が容易に判別できるよう名札・着衣等の区別をしているか 一般従事者が白衣を着用する等紛らわしい服装をしていないか 掲示事項に記載のとおりか	
	管理薬剤師が許可を受けずに他の薬事に関する業務に従事していないか	
	取扱処方箋枚数が規定以上である場合、取扱処方箋数届出書を提出しているか	
	変更等の届出は遅滞なく行われているか	